

新潟縣 公民館月報

昭和38年9月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟縣公民館連絡協議会

〔新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内〕

〔電話(新潟)0411の658〕

〔振替(新潟)4094〕

発行人 飛田一郎

(定価 1部15円)

9月号(127号)



写真左から 河辺, 岩崎, 内山, 本間理事, 飛田会長, 吉津副会長, 横山理事, 本田事務局長, 小杉理事, 笠原局員, ほかに梅山, 丸山副会長, 樋口理事は欠席

県公連をうごかす

第四回理事会から

八月三日第四回理事会が新潟市海蔵荘で開かれた。この日の出席者は飛田会長ほか八名、会代表萩原副職員に直江津市の梅山館長を全員一致で推薦したほか、県公連会計の収支現場の対策として会長専決による一時借り入れ金を認めるなどの数項目を協議した。

① 県公連大参加について(参加役員には各二〇〇〇円の助成金を出すことになった。)
② 全国大参加について(県公連大会に参加しなかった役員のみ県公連大会同様二〇〇〇円の助成をする。参加受け付けは県公連事務局とする。)
③ 全公連表彰優良職員推薦について(直江津市公民館長本大会副会長梅山八十二氏を全員一致で推薦。)

なお全公連表彰については、全公連に対し次年度より館長と職員の本立で表彰するよう具申することになった。
④ 実践記録者派遣選考について(記録の応募者がいない場合は、公民館職員研究録から選考し派遣する。なお、次年度からは、県公連独自の構想で論文を募集したうえ、優秀なものに全公連へ推薦派遣する方針。)

⑤ 青少年指導者拡充研修について(追加予算要求等、実施についての具体策については会長に二任)
⑥ 県公民館基準、同条例制定に関する事情について(県案制定促進のため、陳情書を提出することになった)

⑦ 社教関連行政機関との懇談会について(会長副会長樋口理事出席で九月十七日頃開催)
⑧ 農山村会との懇談会(九月十六日開催)
⑨ 次年度県大会開催地 上越ブロックで協議

⑩ 本会の会計操作、一時借りの入れ金二五万を丁巻
⑪ 館長会議、(エ中下佐渡のブロック毎に開催し、各五、〇〇〇円ずつ補助金を出すことになった。)

目次

県内の公民館条例と使用条例	…P・2P・6
第12回全国公民館大会要項	…P・7
題字	塚田十一郎
カット	小柳耕司
〔表紙写真データ	ニコンF・PCニッ
コールF3.5・絞5.6/15秒・セルフ	
イマー・本紙編集部撮	
〔投稿自由・字数制限なし。締切毎月15日・掲載数には注意〕	

九月の歴史

田中正造

一九一三年九月四日死す。栃木県人。自田民権運動に活動し、第一回の代議士当選後、足尾銅山の鉅毒により荒廃した渡良瀬川沿岸救済に一生を捧げた。

- × 今日の病気の数々
- × 無勢力の意見はきかぬ。
- × 貧乏人の願出は見ない。
- × 正固な感情は耳にせぬ。
- × 文章がうまいと見ない。
- × 主義より出る目的は嫌う。
- × 都合と私利と虚栄の眩光
- × 血。
- × 国家も社会も目になくなく。
- × 上下の申し出るへつこいは、欺かれたらおもむきくもとも千万に聞える。
- × その他、病者百出は今日政治上の病氣なり。業では駄目。法律でも駄目。ただ一つ精神療法あるのみ。(日記5)

統一のない条文

県内の公民館条例と同時使用条例

……待たれる県模範基準条例の制定……

県公民館模範基準・同条例の県公連案ができたのは、丁度(四月母参席)、その後これを参考に県教委において、六月開催した県公民館大会までに、同案の骨子を発案する予定だったが、諸般の事由で延び延びになっている。

このため、県公連では、八月末県教育委員会、県模範促進の陳情書を提出、その早期実現を期待している。

県内公民館には、それぞれに公民館条例、同使同条例等を制定し、一恋のかたちの体裁はととのえて、いるところが多いが、その内容を見ると、とんでバラバラで統一がみられない。

県模範案の制定が、今後の県公民館の水準を高める推進力となることが望まれるゆえんである。

ここに、多角的な目を養なう意味で県内各地の公民館条例、同使同条例を紹介し、御参考にしたい。(都合により定数条例は略した。)

北蒲原郡豊栄町公民館条例

- 第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条の規定によりこの町に公民館を設置する。
- 第二条 前条の規定による設置する公民館は、中央公民館及び地区公民館とする。
- 2 中央公民館を統轄して全面的な公民館の運営方針をたし事業の実施に与るほか地区公民館と同様な事業を

実施するものとする。

- 3 地区公民館は、中央公民館の統轄のもとにおいて全町の各事業の実施を分担しあわせてその属する地域に關する事業を実施するものとする。

第三条 公民館の名称及び位置を次の通りとする。

- 豊栄町中央公民館 蓬山
- 豊栄町木崎公民館 内島見
- 豊栄町四方公民館 長戸呂
- 豊栄町長浦公民館 浦木

第四条 公民館には分館を置くことができる。

第五条 公民館に専任の職員を置く。

2 館長は、教育委員会の承認を得て、その他の職員を雇用することができる。

3 青年学級を開設するときは、青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の規定による青年学級主事、講師、または講師補佐を置くものとする。

第六条 公民館運営審議会の委員の定数を二十人とする。

2 公民館運営審議会に地区部会を設けることができる。

3 委員の任期を二年とする。

第七条 館長及びその他の職員並びに青年学級主事、講師、講師補佐であつて非常勤の者に対しては報酬を支給する。

2 前項の規定による報酬は、別表のとおりとする。

第八条 公民館運営審議会の委員が会議の招集に依じた

と並に、別表のとおり報酬を支給する。

第九条 非常勤の館長等には、別表のとおり費用弁償として旅費を支給する。

第十条 前条の規定による報酬及び費用弁償の支給方法については、豊栄町特別職の職員の給与及び旅費に關する条例昭和三十年条例第三十一号を準用する。

附則 (昭和三十一年十二月八日)
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。この条例中、非常勤の職員の給与及び費用弁償關しては、昭和三十一年九月一日から適用する。但し、この条例施行の際、既に支給済の給与及び費用弁償については、この条例により支給したものとみなす。

2 従前の豊栄町公民館条例(昭和三十年条例第十八号)は、昭和三十一年三月三十一日限り廃止する。
附則 (昭和三十一年十二月二十八日)
この条例は、公布の日から施行する。

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の旅費額に關する条例の規定は、この条例施行の日以後に発する旅費から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十四年七月二十二日)
この条例は、昭和三十四年七月二十一日から施行する。
附則 (昭和三十四年八月三日)
この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年十二月二十三日)
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月一日から適用する。

豊栄町公民館使用条例

(使用の範圍)

第一条 この公民館は、社会教育法第二十二條の規定により公民館が使用するものほかこれに支障のない限り次の通り使用するものとする。

一、営利を伴わないものであつて、左の各号の一に該當するもの

- 1 社会教育の目的に使用するとき。
- 2 公共のために使用するとき。
- 3 公益を伴うものであつて、公民館設置の趣旨に反しない集會等に使用するとき。

二、営利を伴う場合は、社会教育法第二十二條第一項第二号の規定に違反しないものであつて、左の各号の一に該當するもの。

- 1 集會等によつて得た利益を他の機關を過し、社会公共のために寄附することを目的とする。
- 2 社会教育法第二十二條の規定による豊栄町全町を区域とする社会教育關係団体または、それに所屬する都府県内単位以上の団体が、団体にこの毎年一回限りの、町単位の団体長の承認を得て、事業資金を得る目的に使用するとき。

(使用手続)

第二条 公民館を使用しようとする者は、使用する二日前までに教育委員会に許可申請をしなければならない。

2 使用の転貸などは、公民館長において許可することができる。

区分	報酬額	旅行額
館長	月額五千円以内 において毎年度 予算で定める額	収入役の旅費 相当額
運営審議会委員	日額 三百円	同
青年学級主事	月額 一千元	二等級職員の 相当額
青年学級講師	毎年度予算で定 める額	三等級以下の 職員の相当額
講師補佐		

地区別	室名	下	前	午	後	夜	間	終	日	館民公方高		
										全	座	映
館民公火中	集会所	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	全	座	映
	会議室	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	講	談	写
	講座室	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	座	室	室
館民公方高	全館	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	全	座	映
	座談室	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	講	談	写
	映写室	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	座	室	室
全館	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三	〇	〇	

3 使用を許可するに当り、管理上必要があるときは、条例を附することが出来る。

4 左の各号の二に該当するときは、許可した後においてもこれを取り消すことが出来る。

一、この条例の規定に違反して許可がなかったとき。

二、使用許可の条件に違反していることがわかったとき。

(使用料)

第三條 使用者は別表の金額を使用料として前納しなければならない。但し次の各号の二に該当するものは、使用料を徴収しない。

一、農業町の機関が使用するとき。

二、盲公舎、学校(特定の人を利益を主たる目的として設置したものを除く)が第一条第一号の規定により使用するとき。

三、社会教育法第十条の規定による社会教育関係団体及び第一条第一号の規定による使用するとき。

2 前項但し書の規定に該当しないものであっても使用料を徴収することが不適当と認められる場合はこれを減免することが出来る。

(使用の方法)

第四條 公民館の使用は、特別の場合を除くほか、毎日午前九時から午後九時までとする。

2 使用に際し特別の設備をしようとするときは公民館長の承認を受けなければならない。

3 使用を終つたときまたは使用許可を取り消されたときは直に原状に復し、公民館長又は監督職員の検査を受け、その施設を引渡さなければならない。

4 第一條第一号の規定により使用したときは、使用後三日以内に収支計算書を添えその結果を報告しなければならない。

(損害賠償)

第五條 使用者は、使用に關し建物または設備を、き損しあるいは器物を紛失したときはその修理または補充に要する経費を弁償しなければならない。

(事務の委任)

第六條 この条例の施行について心得事項は規則を以てこれを定める。

附 則 (昭和三十年十一月一日)

この条例は公布の日から施行する。

豊栄町公民館施設整備事業費補助金交付要綱

一、目的

町長は、部落町内における社会教育活動の振興を図るため、部落、町内が行う公民館施設整備事業に要する経費に対しその館内において補助金を交付するものとし、その交付に關してはこの要綱の定めるところによる。

二、交付の基準

補助金交付の対象となる施設整備事業は、次に掲げるものとする。

イ、分館の新築、増設又は修繕工事(用地買収、補償、整地、旧建物の買収転用を含む)。

ロ、分館附属施設、改造等。

三、補助率

ひとつの分館に対する補助額は、三万円と百五十円と当該区域住民数を乘じて得た金額との合計額とする。

(一) 補助金の額が総事業費の二

分の一を越えるときは二分の一にと定める。

(二) ひとつの分館に対する補助額は町の都合による場合のほか一回に限るものとする。

(三) 申請及び承認

補助金の交付を受けようとする部落、町内は事業着手前に代表者をもって町教育委員会に申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(四) 事業の内容等の変更を生じた場合もまた前項に準じて事前に承認を受けなければならない。

五、補助金の交付

補助金は事業の完了届により調査の上適正であることと確認した後交付しない。

六、施設の寄附等

事業の完了により補助金の交付を受けた部落、町内は随時に当該施設を町に寄附するものとし、その維持管理に要する経費は当該部落町内において負担するものとする。

七、経過措置

この要綱の施行に際し既に申請されてあるものについては、この要綱によつて提出したものとみなす。

北浦原郡中条町公民館 使用条例

(目的)

第一条 本町は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三〇条の規定により、中条町公民館を使用するものからこの条例の定めるところによつて使用料を徴収する。

(申請)

第二条 公民館を使用しようとするものは別に定める申請書に所定の事項を記載して別表に定める使用料を添えて教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可)

第三条 次の場合は、公民館の使用を許可しない。

(一) 管制を目的とした集会又は興行

別表一	室名	区分	面積	使用料		備考
				昼間	夜間	
別表一	A 集會室	一七.七m ²	二五〇〇円	二〇〇〇円	昼間の使用で	
	B 集會室	一七.七m ²	二〇〇〇円	一六〇〇円	午前又は午後	
	大集會室	四七.一坪	五〇〇〇円	四〇〇〇円	だけの使用は	半額とする
別表二	控室	一七.七m ²	二〇〇〇円	一六〇〇円	原則として使	用させない

但し、冬季(暖房を必要とするとき)間は各料金
の四割増とする

別表二	区分	時間	使用時間
別表二	昼間	午前八時三〇分から午後五時まで	
	夜間	午後五時から午後一〇時まで	

(使用料)

第五條 公民館の使用料及使用時間は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第六條 教育委員会において、教育上又は公益上必要な集会、或はこれに準ずる集会と認めるときは、使用料を減免することが出来る。

(使用料の返還)

第七條 第四條の場合を除くほか、納付した使用料は返還付しない。

(2) 公益を害するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があると認めるとき

(4) その他教育委員会が適当でないを判断したとき

(許可の取消及改正)

第四條 次の各号の二に該当する時に使用の許可を取消し又は使用を禁止する。

(1) この条例に違反したとき

(2) 法令又はこれを準ずる事項により、その至急使用を必要を生じたとき、又は町において使用する必要が生じたとき。

(附則)

第八條 公民館備え付けの物品を滅失又は破損したときは使用者は、教育委員会の指定する期間内にその損害を賠償しなければならぬ。

第九條 公民館の使用を終ったときは原形に復してこれを管理者に引渡さなければならぬ。

第十條 この条例のほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年四月一日から適用する。

岩船郡山北村公民館設置条例

第一條 社会教育法(以下法と云う)第二十一条の規定により本村に公民館を設置する。

第二條 前条により設置する公民館は山北村公民館と称し大字唐屋三三番地に置き必要に上りの支館及び分館を附設し得る。

第三條 公民館は教育委員会が管理する。

第四條 公民館に下の職員を置きその任命については第二十八条を適用する。

本館には館長一名 主事一名 書記若干名 支館には支館長一名 主事一名 書記若干名

職員は給与及び旅費並びにその支給方法は山北村一般職の職員の例に依る。

但し、非常勤の職員の給与についてはこのかきりでない。

第五條 法第二十九条による公民館運営審議会の委員は一五名以内としその任期は二年とする。

第六條 公民館運営のため特別会計を設けることが出来る。

第七條 この条例に必要な細則は公民館運営審議会に附

り教育委員会が別に定める。 附則 この条例は公布の日から施行し昭和三十年三月三十一日より適用する。

改正条例は昭和三十八年四月一日

山北村公民館使用条例

第一條 この条例は山北村公民館(以下「公民館」と云う。)の使用に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可をうけなければならない。

第三條 次の場合はその使用を許可しない。 1 公益を害する恐れがあると認めるとき。

2 建物を汚損若しくは破損するおそれがあると認めるとき。

3 その他管理上支障あると認めるとき。

第四條 公民館使用許可をうけた者(以下「使用者」と云う。)は別表に定める使用料を前納しなければならぬ。

但し、次の場合はこのかきでない。 1 公世的団体又は社会教育法第十条に規定する社会教育団体が使用するとき。

第五條 既納の使用料は還付しない。但し、次の場合は使用料の一部を還付することが出来る。

1 使用者の責任に帰することが出来ない理由により使用不可能となつたとき。

2 公民館の必要による使用許可を取消したとき。

3 その他教育委員会に於て還付する必要があると認めるとき。

第六條 使用者がその使用を終つた時、又は使用許可を取消されたときは直に使用場所を原状に回復しなければならぬ。

第七條 使用者が前項の規定による義務を履行しなかつたときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を徴収する。

第七條 次の場合はその使用を取消し、又は使用を停止することが出来る。 1 使用許可の条件に違反したとき。

2 公民館の事業又は公益上やむを得ない理由が生じたとき。

3 その他この条例に違反したとき。

第八條 使用者は故意に建物又は附屬設備等を汚損、毀損若しくは滅失したときはその損害を賠償しなければならぬ。

第九條 使用に要する夫役、新灰、電力及び電賃料等の費用は使用者の負担とする。

第十條 この条例の施行に關し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則 この条例は昭和三十七年十二月二日の施行する。

別表

講 日 本 間	午 前		午 後		夜 間
	座	五〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	
講 日 本 間	五〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	
婦人実習室	五〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	
その他の各室	二〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	

入場料を徴収する場合は上記基準の二倍以上とする。

山北村公民館規則

第一條 山北村公民館条例第二条に於て下の支館を設ける。

大山谷支館 本館内 黒川保支館 黒川支所 中保支館 中保支所内 下海府支館 下海府支所内 八幡支館 八幡支所内

第二條 本館は社会教育法(以下法と云う)第十条の目的に従い山北村民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る文化自治の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第三條 本館は前条の目的を達成するため概ね下の様な事業を行う。

- (1) 定期講座の開設
- (2) 討論会、講演会、講演会、展示会、求道会の開催
- (3) 図書、記録、模型資料等を備えてその利用を図る
- (4) 各職団体関係の連絡
- (5) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催
- (6) その他施設を村民の集会及び公共の利用に供する
- (7) その他目的達成に必要な事項

第四條 前条の事業を推進するため部又は委員会を置く事が出来る。

第五條 本館は本館の名をもって専ら公益を目的とする事業、特定の政務若しくは宗教を支持援助する行為として行はざらぬ。

第六條 本館の職員は山北村公民館条例第四条による。但し、非常勤の館長、支館長、主事の任期は二年とする。

第七條 本館職員の任務は概ね下の通りとする。 (1) 館長は公民館の各事業の企画実施並に所属職員を指揮監督する。支館長は当該支館の業務を分担する。

(2) 主事は本館の行々各種事業の業務に当る。

(3) 書記は庶務、会計、記録に当る。

第八條 本館の会議は下の通りとする。 (1) 運営審議会 (2) 支館長会議 (3) 職員会議 (4) その他

第九條 本館に備へべき備品及び贈與品は下の通りとする。 1 館長印及び館印 2 文書收受送簿 3 備品及び図書台帳 4 経理簿 5 会議録

第十條 本館の会計及事務年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十一條 本館の規則の改訂は運営審議会に諮り教育委員会がこれを行う。

第十二條 この規則の外特に必要な事項は運営審議会に

第12条 この規則は公布の日より施行し昭和三十八年三月三十一日までの適用する。

附則 山北村公民館使用規則

- 第一条 この規則は山北村公民館使用条例第十条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第二条 山北村公民館(以下「公民館」と云ふ)を使用しようとする者は使用許可申請書(様式第一号)を使用開始日五日前に公民館長を経て教育委員会提出し、許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可申請は使用開始日三十日以上のものでなければならない。
- 第三条 教育委員会は公民館の使用を許可したときは使用許可書(様式第二号)と申請書に交付するものとする。
- 第四条 条例別表に規定する使用料の徴収単位は次の通りとする。
- 1 昼間使用料は午前八時三十分から正午迄午後一時から午後五時迄それぞれ一回とする。
- 2 夜間使用料は午後六時から午後九時三十分迄とする。
- 3 一日使用料は前八時三十分から午後五時迄とする。

- 第五条 使用者又は入場者は係員の指示に従い次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1 承認を待たずに施設の変更並に備品を使用しないこと。
- 2 建物その他の物件を汚損若しくは損壊しおそれある行為をしないこと。
- 3 所定の範囲以外で火気を使用しないこと。
- 4 所定の範囲以外で喫煙しないこと。
- 5 許可を得ないで酒類は飲用しないこと。
- 6 承認を待たずに市外通話のため電話機を使用しないこと。

七

特に承認を受けたものの外構内で物品の販売、若しくは金品の寄附、募金等の行為をしてはならない。

八 その他、他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。

- 第六条 使用者は公民館長又は係員の管理上の必要のために入る入室拒むことが出来ない。
- 第七条 使用者がその使用を終ったときはその室内外を清掃し係員に引渡さなければならない。

東頸城郡牧村公民館使用条例

- 第一条 牧村公民館(以下「公民館」といふ)の施設を使用しようとする者は法令に定めがある場合の他の条例の定めるところにより教育委員会に申請し許可を受けなければならない。
- 第二条 公民館を使用しようとする者は次の事項を具し、公民館長に施設の有無を確かめ五日前に申請書提出しなければならない。
- 1 使用しようとする箇所
- 2 使用の日時
- 3 使用の目的
- 4 参集予定人員
- 5 入場料又はこれに類する金品受領の有無
- 6 使用者又は代表者の職業及び氏名

- 第三条 左の各号の1に該当する場合は使用を許可しない。
- 1 専ら営利を目的として使用しようとする者
- 2 教育その他の公共のための使用と適合しない者
- 3 風俗をみだる公共の秩序を害するおそれがあると認められた者
- 4 建物又は施設を損壊するおそれがあると認められた者
- 5 使用目的以外に利用されるおそれがあると認められた者
- 6 その他教育委員会が使用を適当でないとして認められた者

第四条

公民館を使用しようとするものは別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 公用又は公益を目的とするもの、その他村長が特別の事由があると認められたときは使用料を減免することができる。
- 3 使用料は使用前に納付するものとし、使用の取消をした場合は既納料金を返付する。
- 4 電気、暖房又は音響電氣を使用するときは教育委員会の認定にのぞくことができる。

- 第五条 次の場合は使用許可を取消することができる。但し、この場合は使用者に損害を生ずてもその賠償の責を負はない。
- 1 使用を許可した後第三条の各号に規定する事態が生じたとき
- 2 第四条の規定を怠ったとき
- 第六条 使用者は使用後境内を清掃整頓し、乱状を復し管理者に引渡さなければならない。
- 第七条 使用者はその使用によつて建物その他の施設を破損又は滅失した場合は理由の如何を問はず損害賠償の責を負はなければならない。
- 第八条 公民館を使用できる時間は特別の事由があると認められる場合は午前九時から午後十時半までとする。
- 第九条 この条例の実施に關し必要な事項は規則で定める。

- 附則 この条例は昭和三十五年四月一日施行する。
- 牧村職員 の定数条例
- 改正 昭和三十五年三月十七日条例第十一号(職員 の定数)
- 第二条 職員 の定数は、左に掲げるのとおりとする。
- 1 村長の事務補助員 四十五人
- 2 農業委員会の事務補助員 三人
- 3 教育委員会の事務補助員 四人
- 4 教育委員会の所管に属する学校の職員 八人
- 5 教育委員会の所管に属するその他の機關の職員 三人

牧村公民館設置条例

第一条 社会教育法(以下「法」といふ)第三十一条に於て公民館を設置する。

- 第二条 館名は上の設置する公民館は牧村公民館と称し、牧村大字小川一八〇四番地におく。
- 但し、必要に応じて分館を置くことができる。分館に關する規定は別に定める。
- 第三条 公民館は教育委員会が管理する。
- 第四条 公民館に左の職員を置く。

- 館長 一名
- 副館長 一名
- 主事 一名
- 書記 一名
- 第五条 館長及び職員は年齢は第二十八条第二項に於て規定する。
- 第六条 公民館職員の給与並に旅費額又はその支給方法に關する条例を適用する。
- 第七条 法第二十九条に於ける公民館運営審議会委員は二十五名以内とし、その任期は二年とする。
- 2 公民館運営審議会委員がその職務を行つたために必要な費用申請額及びその支給方法に關する条例を適用する。
- 第八条 公民館維持運営のため特別会計を設けることができる。
- 第九条 この条例施行に必要の規則は別に定める。

- 附則 この条例は公布の日から施行する。
- 牧村公民館使用規則
- 第一条 牧村公民館使用条例第三条による申請書は、公民館長に於いてこれを受理し、公民館長が議決により議決を経てから許可申請を交付するものとする。
- 第二条 前条に於ける許可を受理するときは、借料徴収合書を発行し、借料金を納付せなければならない。但し、徴収を免除したときは、この限りでない。
- 第三条 使用許可を受けた者は、左の各号を遵守しなければならない。

- 1 土足のまま出入しないこと
 - 2 許可以外の差立入らぬこと
 - 3 公安又は風俗紊乱行為をしないこと
 - 4 所定以外の場所へ火気の使用をしないこと
 - 5 その他条例の指示に従うこと
- 第四条 使用条例第四條第二項の規定による借料の減免は概ね左記による。

- 1 村長若しくは教育委員会所属の補助機関及び公共団体の使用については免除する
 - 2 社会教育関係団体が行う会議、研究会、講習会等で使用する場合は免除する
 - 3 その他減免の必要ありと認むるものについては、その都度これを査定する
- 附則
この規則は公布の日から施行する

牧村公民館分館規則

- 第一条 牧村公民館設置条例により牧村公民館中見分館を牧村大字神谷七九の三番地に置く。
- 第二条 分館を運営するに本規則を定める。
- 第三条 分館には左の職員を置く。
- 分館長 一名 主事 一名 職員 若干名
- 第四条 分館運営のため、分館運営委員を設けることができる。その定数は任意とする。
- 第五条 分館長は本館と緊密な連絡をとり分館の事業の計画実施すると共に所屬職員を監督するに当る。
- 主事ならびに、その他の職員は分館長の命を受けて事業の実施及び事務に当る。
- 第六条 分館の事業は軽易なるものについては、分館長これを行ない得るも公民館運営協議会にはかかることを原則とする。
- 第七条 事務に関する各種規定は牧村の規定を準用する。
- 第八条 分館の使用に関する規定は牧村公民館使用規則による。

- 附則
この規定は昭和三十五年四月一日から施行する
- 第一条 牧村公民館備品貸出規定

この規定は昭和三十五年四月一日から施行する

- 条例、規則によるもののほか、この規定による。
- 第二条 備品貸出を目的としたものには貸出さない。
- 第三条 備品使用し終わるときは、申込書を提出し館長の承認を得なければならぬ。
- 第四条 備品の貸出期間は別に定めるもののほか左の通りとする。
- 但し特別な事由があると認められる場合はこのかきでない。

- 1 図書類 十日以内
 - 2 その他の備品 二日以内
- 第五条 備品の貸出を受けたものが故意に紛失もしくは破損させたとき認められる場合は貸借の義務をおわせることができる。
- 附則
この規定は昭和三十六年四月一日から実施する。

新井市公民館条例

- 第一条 本市に社会教育法第二十一条による公民館を設ける。
- 第二条 前条よりの設置する公民館は新井市公民館と称し、新井市大字新井六五番地に置く。但し必要に応じて分館を置くことができる。
- 第三条 新井市公民館の管理は法第五十五条により新井市教育委員会が管理する。
- 第四条 新井市公民館の職員は法第二十七条により新井市教育委員会事務局職員等定数条例に定める範囲内において下配の職員を置き法第二十八条により市教育委員会が任命する。
- 館長 主事 主事補 書記 書記補
- 第五条 市公民館職員の給与並びに旅費は新井市職員の給与に関する条例並びに新井市職員の旅費額並びにその支給方法に関する条例を準用する。
- 第六条 新井市公民館運営協議会は法第二十九条により設置し、委員は法第三十条に上りの市教育委員会が委嘱する。但しその数は二十名以内、任期は二年とし、退職者の後任として委嘱された者の任期は前任者の残り期間とする。
- 第七条 新井市公民館運営協議会委員の費用并償は法第二十九条に定める。

三十二条に於て支給し、その額、方法は新井市費用并償額及びその支給方法に関する条例を準用する。

第八条 この条例施行に必要な細則は市教育委員会が別に定める。

附則
この条例は公布の日から施行する。

新井市公民館規則

- 第一条 新井市公民館設置の目的は社会教育法第二十条及び青年学級振興法第一条に基づく。
- 第二条 新井市公民館の運営方針は社会教育法第二十三条及び青年学級振興法第三条に基づく。
- 第三条 新井市公民館が目的達成のために行う事業は社会教育法第二十二條を準用する。
- 第四条 新井市公民館条例第二条に基き前条の事業達成を容易ならしめるための場所に分館を置く。

- 斐太分館 新井市大字吉田二四四番地
- 鳥坂 新井市大字畑川原七八一番地
- 矢代 新井市大字吉田二四四番地
- 水上 新井市大字吉田三三六番地
- 栗原 新井市大字栗原五三三番地
- 東 新井市大字下瀬川一八五八番地の一
- 上郷 新井市大字長沢原九六番地の一
- 平丸 新井市大字下平丸二九七六番地
- 水原 新井市大字大滝一九九七の二番地
- 第五条 新井市公民館に次の職員を置くことができる。
- 館長 分館長 主事 主事補 書記 書記補
- 但し、館長の任期は二年、分館長の任期は二年とし退職者の後任として委嘱された者の任期とする。
- 第六条 新井市公民館の職員は社会教育法第二十八条を準用、館長の職務は社会教育法第二十七条第二項を準用、分館長の職務は社会教育法第二十七条第二項を分館長として準用する。
- 第七条 新井市公民館の社会教育関係団体に対する協力援助は事業を主体とする。
- 第八条 新井市公民館の運営協議会、図書運営、備品管理の貸出に関する規定は別に定める。
- 第九条 館長は事業実施のため必要と認めるとき専門部

事業部を設けることができる。

第十条 専門部、事業部運営協議会委員外より委嘱し、その職務を行うために要する費用は次の範囲内において弁償する。

一日当 百円

二旅費 車馬賃は三等車費

第十一条 罰 除

第十二条 本規則の改廃は運営協議会で審議し、教育委員会が議決施行とする。

第十三条 新井市公民館の経費は市費及び補助金、寄附金、事業収益金等による。

附則
本改正規則は昭和三十二年四月一日から施行する

負担金と紙代
納入のお願い

〇八月に入ったら例年のように、果公連財政の夏荷れ現象が現われ、資金繰りに困らぬ様をいたしました。理事会の決裁を得て日銀行から二十五万の借金をするため、飛田会長、吉津副会長、わたし(本田)の三者の連帯保証とし、返済金は十月に出る予定の貸付金をあてるとして、設備備がととのっていたのですが、とたん場になって日銀行対出納課間の関係で思わぬ支障があることがわかり、急に日銀行に届がわりしてもらいました。さういって日銀行が好意ある通融で貸してくれましたので助かりましたが、期間二月二十五万の約束手形を振出してきて感ずるところは、日常、手形操作等で資金繰りに奔走しているうちの中小企業の人たちの苦労というところでした。果公連が中小企業並みというわけではありませんが身にたまさか思いがいたしました。

どうか負担金の未納のところ、本紙代の未納のところは、半額でも結構ですから、早や自己格別の御高配をいたさたく存じます。(事務局)

第12回全国公民館大会要項

主催

全国公民館連絡協議会
広島県公民館連絡協議会他

後援

文部省
広島県 他

1. 趣旨

過去数回にわたる全国大会では、進展する時代の要求に即応するための公民館のあり方を求めて研究討議を重ね、現状の分析と将来の展望に多大の成果をおさめたのであるが、今次大会はいっそうこの研究を深め、地域社会における生活文化の向上発展に資するための具体的な活動についての指標をうちたてようとするものである。

2. 期日

昭和38年11月13日(水)から同15日(金)まで3日間

3. 会場

主会場 広島市公会堂
分科会場 広島市中央公民館①、呉市中央公民館②、府中町中央公民館③、府中町南公民館④、船越町公民館⑤、矢野田公民館⑥、広島市平和記念館⑦⑧

(注)会場名に付した数字は分科会の名称を示す。

4. 参加者

都道府県・郡市公連役職員、公民館職員、公民館運営審議会委員、その他

5. 日程

(第1日)

9.00~10.00 受付
10.00~10.40 あいさつ・オリエンテーション
10.40~12.00 分科会場へ移動
12.00~13.00 昼食
13.00~16.30 分科会

(第2日)

9.30~12.00 分科会
12.00~14.00 昼食・移動
14.00~16.00 分科会のまとめ
16.00~17.00 レクリエーション交歓

(第3日)

8.30~9.20 受付
9.30~10.30 大会式典(優良職員表彰を併せ行なう)
10.30~12.00 記念講演
12.00~13.00 昼食・郷土芸能観賞
13.00~14.30 全体討議
14.30 閉会式

(注)情況により若干の変更をみることもある。

6. 研究討議議題(各分科会共通)

「地域社会における生活文化の向上発展に資するため、公民館はいかにすべきか」

7. 分科会の構成

第1部会(行財政を中心とする管理運営)
第2部会(独立専用施設をもつもの)
第3部会(併置または施設のないもの)
第4部会(公民館と新生活、貯蓄増強、公明選挙などの国民運動を中心とする)

8. 全体討議議題

(1) 各分科会の研究討議から生まれた問題
(2) 特に全体討議に付議するを必要とする問題

9. ブロックにおける研究成果の発表

(1) ブロックにおける研究成果は、各分科会ごとにそれぞれの該当する事項について発表するものとする。

10. レクリエーション交歓

(1) レクリエーション交歓は、ブロックごとに1組ずつ参加するものとする。
(2) 種目は郷土舞踊、民謡をはじめ、公民館の実施するレクリエーションとして適当なものであれば種目を問わない。
(3) 1組の人員は概ね20人以内(原則として大会参加者)とし、上演時間は1組7分以内とする。

11. 参加費および参加申込

(1) 参加費は各1名につき400円とし、別に定める様式の申込書とともに昭和38年9月末までに県公連事務局に申し込むこと。(様式は別途済)
(2) 参加申込を受け付けたときは、参加費受領書と参加証を送付する。参加証は大会当日受付で提示し、大会資料などと引き換えること。
(3) 参加費は参加しない場合も返還せず、大会資料を送付する。

12. 宿舍あつ旋

(1) 宿舍は広島市内の旅館をあつ旋する。ただし第3分科会(呉市中央公民館)に出発する向きは第1日(13日)に限り呉市内の旅館をあつ旋するものとし、とくにこの場合も広島市に宿泊を希望する向きは申込書備考欄にその旨を明記すること。
(2) 宿泊費は1泊2食付(税・サービス料別)1,200円とする。
(3) 宿舍のあつ旋を希望される向きは参加申込書にその旨を明記し、1人1泊につき予約金300円を添えて申し込むこと。
(4) 予約金は宿泊費の一部に充当し、宿舍割当決定後は宿泊しない場合も返還しない。
(5) 予約金を添付しない場合はあつ旋をしない。大会当日の申し込みまたは旅館に直接申し込まれる場合は(2)の料金では引き受けかねる場合がある。

13. 大会現地事務局

広島市基町1
広島県教育委員会社会教育課内
第12回全国公民館大会事務局
電話(21)5111(県庁代表)

参加者の方へ

※参加希望者は必ず県公連事務局を経由して9月30日までに申し込んでください。
※山発日、コースの指定はいたしません。現地ではなるべく閉会式まで行動をともにしてください。
※積み上げ方式による大会ですから分科会での発言は、本県参加者に配布する統一資料により、てぎわよく発言してください。



